

令和5年度清瀬市障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、物価高騰に直面している清瀬市内の障害福祉サービス事業所に対し、必要な費用を予算の範囲内において補助し、事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、令和5年10月1日時点で清瀬市内に事業所を有し、別表1に定める対象事業を提供している事業者で、今後も事業を継続する意志を有する者とする。

(補助対象外事業)

第3条 東京都が実施する「障害者支援施設等物価高騰緊急対策事業」及び「障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業」の対象となる事業所は、補助対象外とする。

(交付額の算定)

第4条 補助金の交付額の算定方法は、別記1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、令和5年度障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策補助金交付申請書(別記第1号様式)に関係書類(別紙1及び必要資料)を添えて、別に指定する期日までに清瀬市長に提出するものとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認めたときはその決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 市長は、第1項の交付の決定を行うにあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

第7条 交付決定を受けた事業所は、市長に令和5年度清瀬市障害福祉サービ

ス事業所物価高騰緊急対策補助金請求書を提出し、補助金の請求を行うことができる。

(報告等)

第8条 市長は、補助金に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、又は必要な書類を提出させることができる。

(事業完了後の調査等)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後であっても、市の求めに応じて、調査等の依頼に協力する必要がある。

(取り消し等)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(経理等)

第11条 申請者は、交付申請にかかる事業についての収入及び支出を明らかにした書類を整理し、当該書類を当該補助金の交付の決定を受けた日に属する年度の末日から起算して5年間保存しなければならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第12条 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等及び他の事業からの補助金の交付を受けてはならない。

(その他)

第13条 この要領に定めがない事項は、別途市長が定めることができる。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別記1 補助金の交付額の算定方法

(1) 別表1第1欄に定める通所系サービスを提供する事業所

以下の金額を比較し、いずれか少ない方の金額を交付額とする。ただし、この補助金の交付額は、市の予算の範囲内で決定する。

(ア)別表1第2欄の補助対象期間内で事業を実施した各月における、同表第3欄に定める定員数、第4欄に定める補助基準額及び第6欄に定める補助率を乗じて得た額を足し上げた金額

(イ)別表1第2欄の補助対象期間に発生した燃料費及び光熱費にかかる費用の実支出額に同表第6欄の補助率を乗じた金額

(2) 別表1第1欄に定める訪問系サービス及び相談系サービス及び地域生活支援事業及びその他事業を提供する事業所

以下の金額を比較し、いずれか少ない方の金額を交付額とする。ただし、この補助金の交付額は、市の予算の範囲内で決定する。

(ア)別表1第4欄に定める補助基準額に第6欄に定める補助率を乗じた金額

(イ)別表1第2欄の補助対象期間に発生した燃料費及び光熱費にかかる費用の実支出額に同表第6欄の補助率を乗じた金額

別表1

<p>1 対象サービス（注1）</p>	<p>（通所系サービス） 生活介護、宿泊型自立訓練、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</p>	<p>（訪問系サービス） 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 （相談系サービス） 自立生活援助、計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援 （地域生活支援事業） 地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援 （その他事業） 青年成人期の余暇活動等支援事業、生活サポート事業、就労支援センター</p>
<p>2 補助対象</p>	<p>令和5年4月1日から同年9月30日まで</p>	

期間		
3 定員数	本表第1欄の対象サービスにおける、同表第2欄の補助対象期間の各月1日時点の定員数	
4 補助基準額	1人1月当たり709円	(訪問系サービス)(注2) 1事業所当たり21,500円 (相談系サービス、地域生活支援事業及びその他事業)(注2) 1事業所当たり8,600円
5 補助対象経費	本表第1欄の対象サービスを提供する事業所において同表第2欄の補助対象期間に発生した、燃料費及び光熱費の物価高騰相当分(注3)	
6補助率	10分の10	

(注1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。)に基づき、都知事又は区市町村長の指定を受けた事業所とする。ただし、総合支援法第30条第1項第2号に規定する「基準該当障害福祉サービス」、児福法第21条の5の4第1項第2号に規定する「基準該当通所支援」、総合支援法第41条の2第1項の規定による「共生型障害福祉サービス」及び児福法第21条の5の17第1項の規定による「共生型障害児通所支援」は除く。

(注2) 補助基準額は、補助対象期間における総額である。別表1第2欄に定める補助対象期間の途中において、都知事又は都内区市町村長の指定を受けた事業所においては、以下の補助基準額とする。

(注2表)

指定を受けた日の属する月	訪問系サービス	相談系サービス、地域生活支援事業及びその他事業
令和5年4月	21,500円	8,600円
同年5月	17,920円	7,170円
同年6月	14,330円	5,730円
同年7月	10,750円	4,300円
同年8月	7,170円	2,870円
同年9月	3,580円	1,430円

(注3) 光熱費及び燃料費は、補助対象期間中の費用全てを記載すること。同一施設内に複数事業所があり一括して光熱費及び燃料費等を支出している場合は、事業所の定員や実施規模等を勘案して按分した額を記載する。按分率について指定はないが、説明のつく按分率にすること。